

地方消費税交付金(社会保障財源化分)が充てられる社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費

平成26年4月1日より消費税率(国・地方)が5%から8%へ、また、令和元年10月1日より8%から10%に引き上げられたことに伴い、地方消費税交付金の増収分については、その用途を明確化し、社会保障施策に要する経費に充てるものとされています。

令和2年度剣淵町一般会計決算における社会保障施策経費への充当状況については、下記のとおりです。

【歳入】 地方消費税交付金(社会保障財源化分) 39,357 千円

【歳出】 社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費 434,211 千円

(単位:千円)

大区分	小区分	令和2年度 決算	財源内訳				
			特定財源			一般財源	
			国道支出金	地方債	その他	地方消費税交付金(社会保障財源化分)	その他
社会福祉	障害者福祉費	178,440	125,702			9,251	43,487
	高齢者福祉費	87,202	5,340	3,400	2,973	13,242	62,247
	児童福祉総務費	10,785	2,801	5,400	1,119	257	1,208
	児童措置費	37,027	31,496			970	4,561
	保育所費	56,308	7,632		2,909	8,028	37,739
	児童福祉施設費	9,598	5,120		953	618	2,907
	小計	379,360	178,091	8,800	7,954	32,366	152,149
保健衛生	保健総務費	31,662	7,173			4,296	20,193
	健康推進費	23,189	4,611		3,216	2,695	12,667
	小計	54,851	11,784	0	3,216	6,991	32,860
合計		434,211	189,875	8,800	11,170	39,357	185,009

※地方消費税交付金(社会保障財源化分)は、各事業に要する一般財源の比率に応じて按分して充当している。